

令和 7 年度神奈川県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）
（令和 7 年 6 月 5 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

本県では、イノシシは主に丹沢山地及び箱根山地を中心とした地域の山林及び里山に生息していたが生息分布を徐々に広げ、2013（平成 25）年度以降には近年まで長年にわたって生息が見られなかった横須賀市、逗子市、葉山町等の相模川以東の地域に拡大した。 近年生息分布が拡大している相模川以東の地域では、従来から生息している他地域に比して、イノシシによる被害を防止するための捕獲や被害防除対策に取り組んだ経験が乏しく、被害が急速に増加するおそれがあり、分布の拡大防止に向けた早急な対策が必要とされている。 また、同地域では捕獲数の実績の経過から、生息数が急増することは免れているものの、十分な捕獲圧を維持しなければ、生息数が急増し、それに伴いイノシシの生息分布も更に拡大するものと考えられることから、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し個体数の減少、生息分布の縮小及び CSF 感染拡大リスクの低減を図る。
--

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

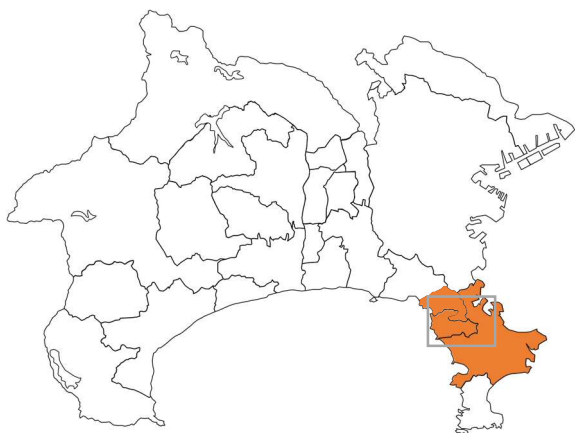
実施区域名	実施期間
横須賀三浦地域（横須賀市・逗子市・葉山町） 【指定管理鳥獣捕獲等事業】	令和 7 年 9 月 16 日～令和 8 年 3 月 31 日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 16 日（予定）

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

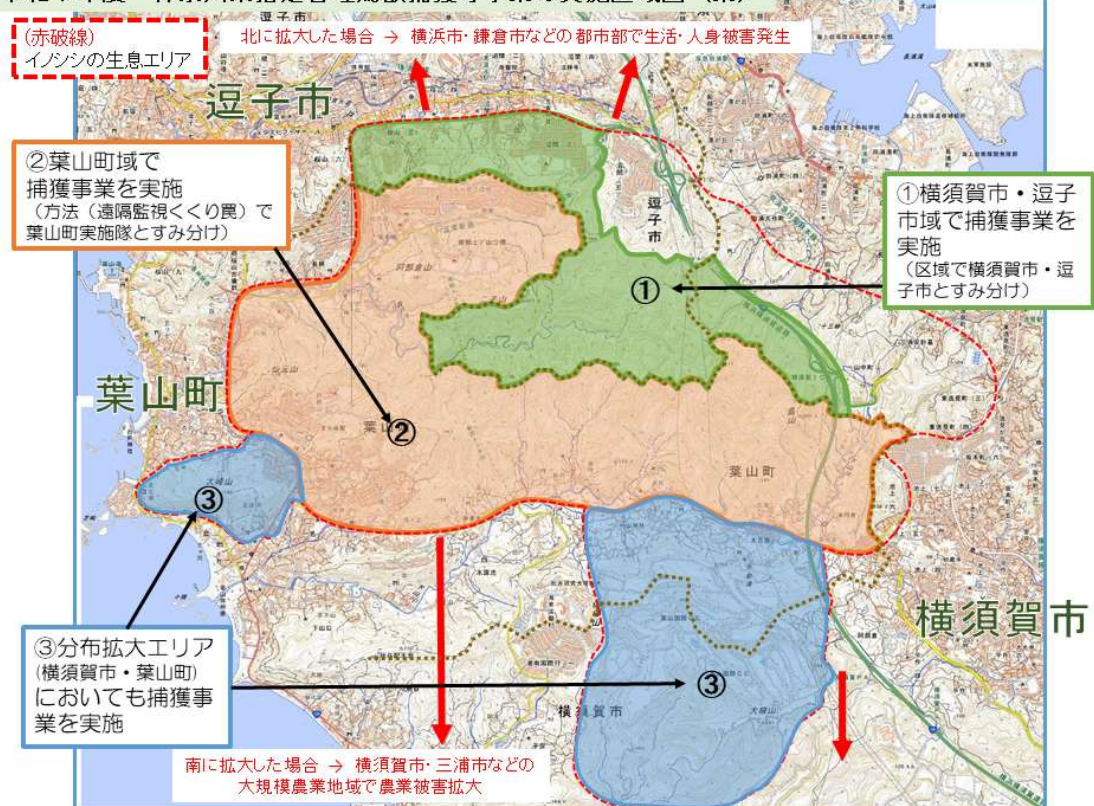
実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
横須賀三浦地域 【指定管理鳥獣捕獲等事業】	横須賀市 逗子市 葉山町	横須賀三浦地域では、近年の捕獲数の推移及び令和 6 年度に実施した生息状況調査から生息数が増加しているものとみられ、二子山山系の恵まれた生息環境から更に生息数は増加し、それに伴いイノシシの生息分布も拡大するものと考えられる。 生息地の二子山山系は周囲を市街地に囲まれており、イノシシの生息分布が拡大することにより生活被害・人身被害が多発し同地域の住民が脅かされるおそれがある。	二子山鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃器）

		令和6年度には二子山山系の南側隣接地域で新たにイノシシの生息が確認されたが、南方にはキャベツ・ダイコンの国指定産地があり生息分布が拡大すると深刻な農業被害が予想され、特に分布域の拡大を阻止する必要がある。	
--	--	---	--

＜実施区域位置図：横須賀三浦地域＞



令和7年度 神奈川県指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域図（案）



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
横須賀三浦地域	捕獲数 25 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
横須賀三浦地域 (横須賀市・逗子市・葉山町) 【指定管理鳥獣捕獲等事業】	・わな猟 (くくりわな)	くくりわな 25 基程度

② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、以下の手順で進めるものとする。 なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受注した事業者（以下「受注者」という。）と協議の上、決定する。 (ア) 業務実施計画書の作成 ・受注者は捕獲の実施に当たって、実施内容、安全管理等について業務実施計画書を作成し、県（以下「発注者」という。）の承諾を受ける。 (イ) 関係者等との調整 ・受注者は捕獲の実施に当たって、発注者及び関係市町と連携協力するとともに、地域関係者（狩猟者団体、土地所有者、地域住民等）とトラブルが生じないように十分留意する。 (ウ) 捕獲等の実施 ・受注者は、(ア)で作成した業務実施計画書に基づき、捕獲作業を実施する。 (エ) 捕獲方法 ・捕獲に当たっては、原則として3人以上を捕獲従事者として配置し、捕獲及び見回りを実施する。 ・実施区域が特定猟具使用禁止区域（銃器）であることから、地域の意向等を踏まえ、止めさしは法令に従い適切に行う。 (オ) 安全管理 ・受注者は、業務実施計画書に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理規定を尊重し安全管理体制を構築する。 ・受注者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払う。 (カ) 捕獲情報の確認及び収集 ・別に定める様式により、捕獲個体の体重及び外部計測等の情報の記録及び撮影を行う。
--

・年齢査定を試料とするため、頭部を採取・提出する。
(キ) 捕獲した個体の処分方法 ・野生イノシシ CSF 感染確認区域における処分に当たっては、適切な防疫措置を図る。 ・野生イノシシ CSF 感染確認区域外における処分に当たっては、基本的に現地に埋設処分する。
(ク) 錯誤捕獲への対応方針 ・捕獲に際しては、捕獲の対象となるイノシシ以外の動物に影響を与えないように配慮し、錯誤捕獲された場合には、速やかに放獣する。 ・特定外来生物またはハクビシンが錯誤捕獲された場合は、防除実施計画等に基づき適切に処分する。
(ケ) 報告書の作成 ・業務終了後、受注者は記録票を取りまとめた報告書を発注者に提出する。
(コ) 効果の検証等 ・神奈川県鳥獣総合対策協議会において、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、必要な事項の検討を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

(指定管理鳥獣捕獲等事業)

事業主体	神奈川県
実施形態	委託
委託先	認定鳥獣捕獲等事業者*への委託 *法人であって認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、適正かつ効率的に事業実施できる者を含む

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

受注者は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識や注意看板等の掲示を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地に比較的近い場所におけるわなの設置については、見回り等で人の出入りが激しくなることや、事故等の危険性が高くなることから、わなの設置は控え、静穏の保持に努める（捕獲の必要性が高く、管理者等の承諾が得られ、かつ住民の安全の確保ができる場合を除く）。
--

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

事業実施中においては、腕章及び身分証明書を携行するものとし、関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲に際しては、イノシシ以外の動物に影響を与えないよう配慮する。

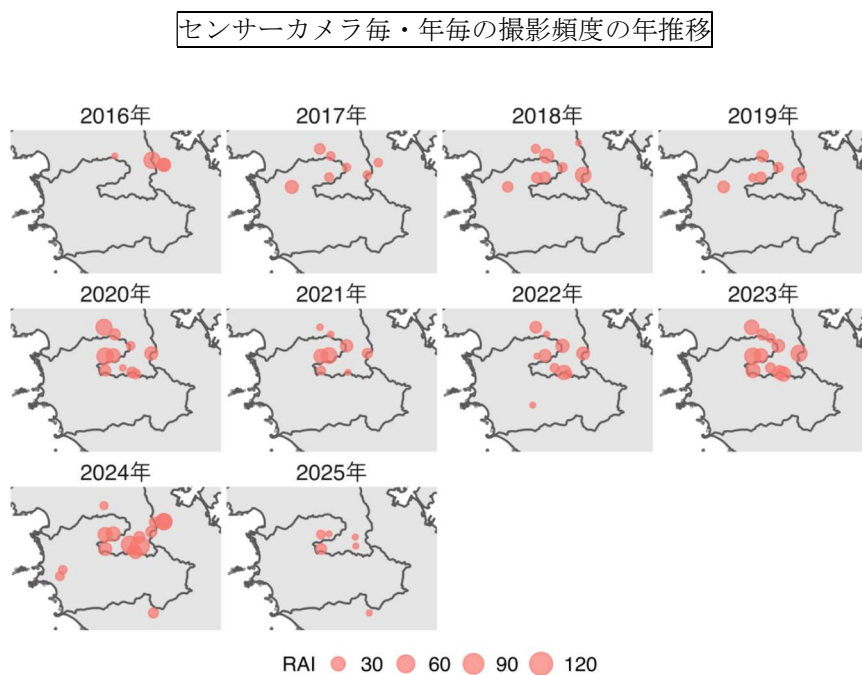
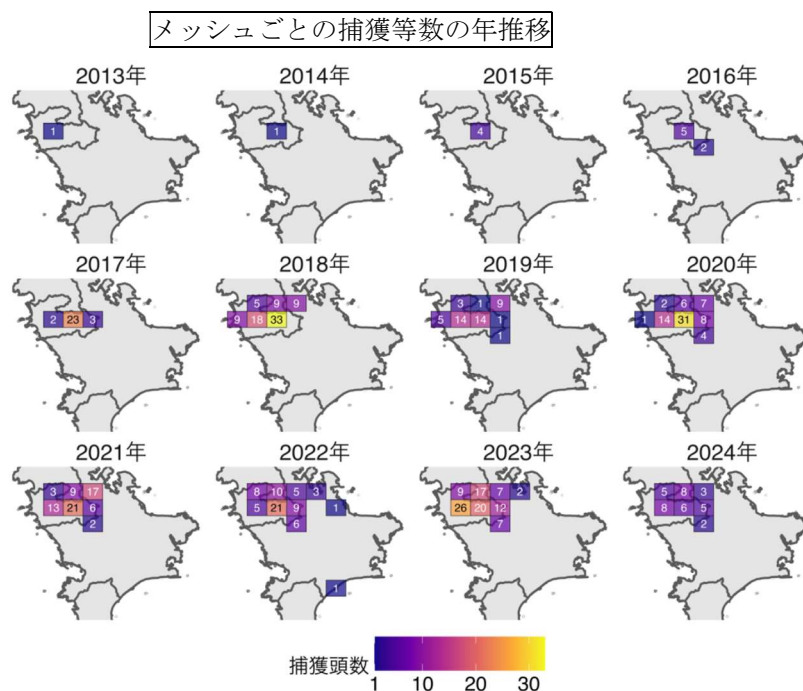
(3) 地域社会への配慮

- ・実施区域、実施日時、実施方法等について、地域関係者とのあつれきが生じないよう配慮する。
- ・県が実施するイノシシ管理の取組について、引き続き地域関係者への情報提供に努める。

参考：令和6年度生息状況調査結果より

イノシシの生息エリアのメッシュごとの捕獲数の推移や、カメラ毎の撮影頻度を図化したものを以下に示す。

令和7年度は、捕獲の多いエリアの隣接地や、イノシシの利用が増加する傾向のエリアでの捕獲を行い、頭数の抑制・減少と分布の拡大阻止を図る。



※RAI=(撮影頭数／カメラの稼働日数)×100、2025年は3月までの実績による